〇基本料金

【野球場使用料】

区分		土曜日及び休日		その他の日		
		午前5時から	午前8時から	午前5時から	午前8時から	
			午前8時まで	午後9時まで	午前8時まで	午後9時まで
料金を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	600円	2,900円	500円	2,400円
	(1時間までごとに)	大学生以下の者	300円	1,450円	250円	1,200円
	その他の催しに使用する場合(1時間	その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		8,700円	1,500円	7, 200円
料金を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1,800円	8,700円	1,500円	7, 200円
	(1時間までごとに)	大学生以下の者	900円	4, 350円	750円	3,600円
その他の催しに使用する場合			使用する日ごとにその日の最高 入場料の 480人分に相当する額 (その額が740,150円に満たない 場合は 740,150円)		使用する日ごとにその日の最高 入場料の360人分に相当する額 (その額が591,930円に満たない 場合は 591,930円)	
	料金を徴収しない場合	全部を点灯する場合				18,000円
照明設備	(1時間までごとに)	4分の3を点灯する場合				13,500円
		2分の1を点灯する場合				9,000円
		4分の1を点灯する場合				2,000円
	料金を徴収する場合	全部を点灯する場合				72,000円
	(1時間までごとに)	4分の3を点灯する場合				54,000円
		2分の1を点灯する場合				36,000円
		4分の1を点灯する場合				8,000円
11 27 = 11 114	アマチュアスポーツに使用する場合	(1試合につき)				1,200円
放送設備	その他の催しに使用する場合 (1回につき)					2,400円
N 10	アマチュアスポーツに使用する場合	(1試合につき)				2,000円
スコアホード	スコアボード その他の催しに使用する場合(1回につき)					4,000円

※野球場使用料には、スタンド、コンコース、大会運営関係者室、放送記録室、審判更衣室、医務室、監督室、コーチ室、トレーナー室、カメラマン席、選手更衣室、ステージ控室、ケータリングスペース含む

区分			金額
トレーニング室	佐1巳中 1 1 1 パラ・゜ コフが佐1 書長 10 コ・゜ コ (1 吐眼ナベジ))。)	一般	2,000円
	第1屋内トレーニングスペース及び第1素振りスペース(1時間までごとに)	大学生以下の者	1,000円
		一般	2,000円
	第2屋内トレーニングスペース及び第2素振りスペース (1時間までごとに)	大学生以下の者	1,000円
	笠 1 ブルペン/ (1 笠 正)ァ ○ セ 1 吐胆ナ ~ ブ ト)ァ)	一般	500円
	第1ブルペン(1箇所につき1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	笠のゴルペン/ (1 笠正)ァ ○ セ 1 吐胆ナ ▽ ブ ト/ァ)	一般	500円
	第2ブルペン(1箇所につき1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
第1会議室	フーイ・ファル かた 田上フ田人 (1 吐用ナベデル)	一般	500円
	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		
第2会議室	フェイーフェル かいと 世間上 フロハ (4 叶田 ナマデー)。)	一般	500円
	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		1,500円
第1多目的室	フェイーファル かいと サロトフ 旧人 / 1 叶田 ナマデ レマ	一般	500円
	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)	,	1,500円
第2多目的室		一般	500円
	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		1,500円
第3多目的室	フェイ・ファル かりょけのようほ人(1 叶田よっぱ))。)	一般	500円
	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	<u>'</u>	1,500円

【附属設備の使用料】

	金額	
硬式野球用ピッチングマシン	アマチュアスポーツに使用する場合(1回につき)	800円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	1,600円
軟式野球用ピッチングマシン	アマチュアスポーツに使用する場合(1回につき)	800円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	1,600円
バッティングケージ	アマチュアスポーツに使用する場合(1回につき)	2,000円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	4,000円
野球用審判用具一式	アマチュアスポーツに使用する場合(1試合につき)	300円
	その他の催しに使用する場合 (1回につき)	600円
簡易式内野フェンス一式(1回につき)		1,000円
簡易式外野フェンス一式 (1回につき)		1,000円
テント1張(1回につき)		500円
フットサル用ゴール1組(1回につき)		500円
少年サッカー用ゴール1組(1回につき)		500円

【屋内練習場内 トレーニングルーム使用料】

区分		一般	大学生以下の者	
普通使用(1回につき)		400円	300円	
回数使用(6回につき)		2,000円	1,500円	
定期使用	3月につき	10,400円	7,800円	
	6月につき	15,600円	11,700円	
	1年につき	20,800円	15,600円	

【屋内練習場使用料】

区分			土曜日及び休日	その他の日	
料金を徴収しない場合	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	一般	4,000円	3,400円
			大学生以下の者	2,000円	1,700円
		その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		12,000円	10,000円
	半面使用	マーエーマッポーツに仕田ナフ相人(1 吐眼ナベブル)。	一般	2,000円	1,700円
		アマチュアスポーツに使用する場合(1時間までごとに)	大学生以下の者	1,000円	850円
		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)		6,000円	5,000円
	4分の1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合 (1時間までごとに)	一般	1,000円	850円
			大学生以下の者	500円	425円
		その他の催しに使用する場合(1時間までごとに)		3,000円	2,500円
料金を徴収する場合		集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合(1時間までごとに)		40,000円	34,000円
		音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合(1時間までごとに)		48,000円	40,800円

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他 これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

○割引料金設定について

1 一般及び大学生以下の利用を対象としたパッケージ料金について

野球場と次の施設(設備)を複数日利用する場合を対象にパッケージ料金を設定します。

【対象施設(設備)】

野球場・トレーニング室(屋内トレーニングスペース・素振りスペース・ブルペン)・会議室・多目的室・放送設備・スコアボード

【割引率】

- ・同じ団体が連続した3日間を利用する場合=対象施設(設備)の総額を40%割引
- ・同じ団体が連続した5日間を利用する場合=対象施設(設備)の総額を50%割引
- ・同じ団体が連続した7日間を利用する場合=対象施設(設備)の総額を60%割引 ※5時間以上の予約を1日とカウントします。

【条件】

- ・連続利用の期間には準備や後片付けの日程も含まれます。
- ・対象施設(設備)であっても利用しない場合は一般へ開放します。
- ・対象施設(設備)の総額には、実利用が無くても他の利用者が利用できない時間の料金も含まれます。

2 プロ野球開催時の減免措置について

減免の対象	減免額	
NPB1軍公式戦(当該試合に係る練習を含む。)を行う場合において、当該試合の興行を行うものが被	無料招待席料に相当する額 (施設使用料の 1/2 を上限)	
災地の児童生徒を含む青少年(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒であって 20		
歳未満の者をいう。) のための無料招待席を設けたとき。		

※施設使用料=野球場グラウンド料金のみ